

平成21年4月25日

【中央政策情報第21号】

法律改正で、厚生労働省令はどうかわるのか

～～そのあらまし～～

障害者自立支援法・児童福祉法改正案のあらましは、他の拙稿で述べたので、障害者自立支援法に基づく省令改正案について、みておくこととする。

資料の出典は、平成21年3月12日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」に配布された資料である。

(1) 改正の趣旨

障害者自立支援法の施行後約3年が経過するところであり、同法に基づく障害福祉サービス等について、サービス事業所の実情や本年4月の実施を予定している障害福祉サービス報酬の改定を踏まえ、指定基準及び最低基準の見直しや適用期限の延長等を行うものである。

(2) 改正する省令

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ② 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ④ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号）

(3) 改正案の主な内容

1 サービス提供責任者の要件緩和

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護のサービス提供責任者について、現行では全て常勤の者でなければならないこととしている要件を緩和し、今後は、常勤を基本としつつも、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

2 入所施設に係るサービス提供記録に係る規制の緩和

「サービス提供の記録」については、現在、サービス提供日、内容その他必要な事項について、サービス提供の都度記録を行い、その度に利用者から確認を受けなければならないこととしている。

しかしながら、入所施設においては継続的な利用が行われており、訪問系サービスのように提供の都度記録及び確認を行う必要性が低いことから、「提供の都度」という規定を撤廃する。

3 短期入所の単独型事業所の基準の明確化

短期入所の事業形態の一つである単独型事業所について、その定義並びに人員及び設備に関する基準の明確化を図る。

【定義】

併設事業所及び空床型事業所以外の短期入所を「単独型事業所」とする。

【人員基準】

- ア) 他の事業所等（入所を除く）において行う短期入所であって、当該他の事業等が行われている間の生活支援員の数
他の事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該他の事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該他の事業所等として生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ) 上記以外の場合における生活支援員の数
当該日の利用者の数が六以下 一以上
当該日の利用者の数が七以上 一に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

【設備基準】

居室（定員4人以下等）、食道、浴室、洗面所及び便所の基準に係る規定を設ける。

4 共同生活介護の体験的利用制度の創設に伴う整理

共同生活介護の体験的利用について、利用者負担上限額管理を利用者から依頼を受けた場合においてのみ行うこととするとともに、体験的利用を行う事業者における支援の取扱方針を明記する。

また、上記取扱いは、共同生活援助について準用する。

5 指定宿泊型自立訓練事業所についての規制緩和

指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、旧法施設等からの移行の場合を除き、障害者就業・生活支援センターに併設されているものでなければならないものとされていることを改め、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所として、単独で実施することができることとする。

6 療養介護の従業者に係る経過措置の延長

平成18年10月以前から指定医療機関において「療養介護に相当する事業」を実施していた施設に係る職員配置基準の経過措置について、平成21年9月30日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

7 経過的に居宅介護を利用する共同生活介護等に係る経過措置の延長

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において生活支援員及びサービス管理責任者を置かないことができることとする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

8 経過的に個人で居宅介護を利用する共同生活介護利用者に係る経過措置の延長

共同生活介護に入所する重度障害者による共同生活住居における居宅介護の利用を可能とする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

また、居宅介護利用者に係る生活支援員について、通常の利用者の1/2の配置を必要とする。

9 知的障害者通勤寮に係る居室の設備基準の経過措置

障害者自立支援法施行前から設備に係る経過措置の適用を受けていた知的障害者通勤寮の設備基準について、従前と同様の面積等でよいこととする経過措置を設ける。

(4) 適用日

平成21年4月1日（予定）

以上、全文を紹介したが、正式な標題を記載しておく。

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案の概要」

【了】